

2008年3月13日
(平成20年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について（答申）

2008年3月4日付けで諮問（第308号）された生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させることの必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり必要な個人情報を目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

中国残留邦人等支援事業について

中国残留邦人等は、今次の大戦に起因して生じた混乱等により、本邦に引き揚げることができず、残留を余儀なくされたため、日本人としての義務教育を受ける機会がなく、多くの人が今日においても日本語が不自由な状態である。

また、帰国が遅れたために、高度経済成長の恩恵を享受することができず、老後の蓄えが不十分であるのが実情である。このような中国残留邦人等が置かれている特別の事情に鑑み、その老後の生活の安定のための特別の措置を講ずるため、平成19年12月5日「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）」が公布された。

それによる主な改正点については、次の三点となっている。

ア 特定中国残留邦人等であって、従来納付期間が不足しているなどの理由で老齢年金が減額されている場合は、国への申請により老齢年金の満額支給が認められるようになること。

イ 特定中国残留邦人等であって、生活保護法の基準より収入を下回る者については、概ね生活保護に準じた「新たな支援給付制度（以下「支援給付」という。）」によって支援を行うこと。

ウ 現行では都道府県への委託事業である中国残留邦人等への生活支援事業が市町村の補助事業となり、市町村が実施主体となって中国残留邦人等が地域の一員として生活できるよう取り組むこと。

そのうち、イ及びウについては、基本的に市町村が行う事務として平成20年4月から施行される。本市においては担当課を福祉推進課（4月からは組織改正により保健福祉課（予定））とし、現在その準備を進めているところである。

その中で、改正法附則第二条に規定する経過措置において、支援給付制度の「施行時点で既に生活保護を受けている者」については、施行後は支援給付を行うこととなるため、それに基づき国から示された事務処理要領においては、職権にて生活保護から支援給付へと切り替えを行うこととされている。

この事務に活用するため、国に申請し平成20年4月から「老齢年金の満額支給が認められた者」については、その名簿（以下「対象者名簿」という。）が国から福祉推進課に送付されることとなっており、そのうち「制度施行日の前日に生活保護を受けている者」について、職権切替を行うこととなっている。

そのため、対象者名簿に掲載されている者が生活保護受給者か否かの確認を行うと同時に、受給者であった場合は支援給付の開始及び生活保護の廃止の手続きが必要となるので、支援給付の支給額の計算に必要な情報も提供を行いたいと考えている。

また、対象者名簿と年金の申請書を国が送付する際に作成した「対象予定者名簿（以下「予定者名簿」という。）」の差、つまり「年金満額支給の申請を行っていない特定中国残留邦人等」のうち「対象者名簿が作成された日の時点で生活保護を受けている者」については、生活福祉課が申請の説明を実施する

こととされているため、送付された対象者名簿と予定者名簿の差がある場合は、その差分内容についても、生活保護受給者台帳に照合し、受給者については対応を行う。

そこで今回については、福祉推進課に対し必要な情報について目的外に利用させることについて諮問するものである。

(2) 個人情報を利用させる必要性について

ア 生活保護受給者情報の収集及び目的外利用について

「老齢年金の満額支給が認められた特定中国残留邦人等」のうち、「平成20年3月31日（制度施行日の前日）に生活保護を受けている者」については、職権にて生活保護から支援給付へと切り替えを行うこととされている。該当者については、4月1日付けで支援給付の開始を決定し、支給を行うこととなる。対象者の多くが生活保護受給者であると想定されるが、この確認のために必要な生活保護受給者の情報を保有しているのは、生活福祉課であり、福祉推進課では誰が生活保護受給者であるかを把握できない。

また、職権切替の対象者については4月から支援給付の支給を行う必要があり、収入状況など支給額の計算に係る情報も必要となる。

本来であれば、制度の切り替え等にあたっては、その準備期間が設けられるべきと考えており、住民基本台帳法（昭和42年7月法律第81号）等の例を見ても、附則において準備期間の定めがある。しかしながら、この改正法においては、準備期間の定めがなく、詳細を定める政令等も現時点で公布されていない。制度施行日以降であれば、改正法第14条第4項の規定に基づき福祉推進課においても必要な調査ができるが、4月1日に調査し切替を行っては月初に支給されている生活保護の支給停止及び支援給付の支給開始に遅滞が生じること、また既に支給済のものは返還の必要があるため、対象者本人にとっても煩雑な手続きと不利益が生じることになる。こういった状況で、個人情報を利用させることが、まず目的外利用にあたるかどうか判断できなかったため、今回諮問をするものである。

目的外利用である場合の必要性については、利用にあたって事前に生活保護受給者か否かを調査すること及び受給者である場合は支給額の計算に係る情報の収集、利用についての同意書を、対象者名簿にある者全員から提出させて確認し、事務処理をする方法が考えられる。しかし、この方法では、次の理由により4月までに切り替えすることができないことが想定される。

(ア) 対象者名簿の到達時期が不明であること。

(イ) 対象者の多くが日本語が不自由な状況であり、また制度自体が十分理解されていない状況があるため、該当者全員から同意書を提出してもらうことが非常に困難であり、期間を要すること。

(ウ) 生活保護が月初払いであることを考慮すると支援給付も同様に月初払いでないとな本人に不利益が生じると想定される。給付額の計算，支払手続は月初払いの場合前月の20日頃行わなければならない，時間的な制約があること。

よって，個人情報をも目的外利用させるものである。

なお，4月1日以降については，新規申請を保健福祉課の窓口において受け付ける際には，上記のとおり必要な調査ができること，また調査について本人の同意を取ることとしているので，今後は発生しないものとする。

次に，「年金の満額支給の申請を行っていない特定中国残留邦人等のうち対象者名簿作成の時点で生活保護を受けている者」に対し，生活福祉課が説明を行う件については，上記対象者名簿と予定者名簿の情報を活用し対応することとされている。まず，この「予定者名簿」とは，従来からある中国残留邦人等の名簿を基に，年金の申請書等を該当者に個別発送するに当たって国が作成したもので，福祉推進課に国から送付されるものである。よって，対象者名簿との差が，「満額支給の申請を行っていない特定中国残留邦人等」であり，そのうち「対象者名簿が作成された日の時点で生活保護を受けている者」がいれば，生活福祉課が申請するよう説明を行うこととされている。ただし，国の考えでは対象者名簿と対象予定者名簿の差はほとんどなく，すべての特定中国残留邦人等が申請を行い，職権切替がされるものとされている。よって，この事務は，万一差が生じた場合に限るが，この事務処理についても上記同様の必要性，理由により個人情報を目的外利用させるものである。

なお，送付された対象者名簿と予定者名簿の差がある場合は，その差のみを生活保護受給者台帳に照合することとする。

イ 福祉推進課に利用させる生活保護受給者の情報について

(ア) 対象予定者名簿との照合

対象者名簿作成日時点の生活保護受給者台帳

基準日 対象者名簿作成日

把握項目 a 氏名 b 性別 c 生年月日 d 住所

e 生活保護開始日 f 配偶者がいる場合はその氏名

(イ) 対象者名簿との照合

平成20年3月31日現在の生活保護受給者台帳

基準日 平成20年3月31日

把握項目 a 氏名 b 性別 c 生年月日 d 住所

e 生活保護開始日 f 配偶者がいる場合はその氏名

g 本人，配偶者の資産状態

h 本人，配偶者の収入状況

i 本人，配偶者の金融機関等の口座

ウ 生活福祉課へ提供がある対象者名簿，対象予定者名簿の情報について
国作成時点の対象者，対象予定者の情報

提供項目 (ア) 氏名 (イ) 性別 (ウ) 生年月日 (エ) 住所

(3) 個人情報を利用させることに伴う本人通知の省略について

目的外に利用させる個人情報は，支援給付への切替業務に当たり，生活保護受給者であるか否かを確認するために用いるものであり，生活福祉課からの個別の通知は省略するものである。

ただし，切り替え対象者にあたっては通知及び面談によって十分に制度を理解されるよう福祉推進課が行う説明に協力するとともに，未申請者には申請の説明を行うなかで理解させる。

(4) 安全対策

引き渡す紙ベースの情報については，次のとおり個人情報の管理に努めさせる。

ア その職務に当たる担当職員のみを利用させる。

イ 引き渡した目的以外の利用はさせない。

ウ 責任者を定め，紛失等の事故が生じないよう鍵のかかる場所に保管させる。

エ 制度施行後，速やかにシュレッダーにかけ廃棄させる。

(5) 実施時期

平成20年3月14日以降

(6) 提出資料

ア 個人情報取扱事務届出書

イ 生活保護連絡票

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を利用させる必要性について

ア 生活保護受給者情報の収集及び目的外利用について

「老齢年金の満額支給が認められた特定中国残留邦人等」のうち，「平成20年3月31日（制度施行日の前日）に生活保護を受けている者」については，職権にて生活保護から支援給付へと切り替えを行うこととされている。該当者については，4月1日付けで支援給付の開始を決定し，支給を行うこととなる。対象者の多くが生活保護受給者であると想定されるが，この確認のために必要な生活保護受給者の情報を保有しているのは，生活福祉課であ

り、福祉推進課では誰が生活保護受給者であるかを把握できない。

また、職権切替の対象者については4月から支援給付の支給を行う必要があり、収入状況など支給額の計算に係る情報も必要となる。

本来であれば、制度の切り替え等にあたっては、その準備期間が設けられるべきであるが、この改正法においては、準備期間の定めがなく、詳細を定める政令等も現時点で公布されていない。制度施行日以降であれば、改正法第14条第4項の規定に基づき福祉推進課においても必要な調査ができるが、4月1日に調査し切替を行っては月初に支給されている生活保護の支給停止及び支援給付の支給開始に遅滞が生じること、また既に支給済のものは返還の必要があるため、対象者本人にとっても煩雑な手続きと不利益が生じることになる。

目的外利用に当たっては、事前に生活保護受給者か否かを調査すること及び受給者である場合は支給額の計算に係る情報の収集、利用についての同意書を、対象者名簿にある者全員から提出させて確認し、事務処理をする方法がある。しかし、この方法では、次の理由により4月までに切り替えすることができないことが想定される。

- (ア) 対象者名簿の到達時期が不明であること。
- (イ) 対象者の多くが日本語が不自由な状況であり、また制度自体が十分理解されていない状況があるため、該当者全員から同意書を提出してもらうことが非常に困難であり、期間を要すること。
- (ウ) 生活保護が月初払いであることを考慮すると支援給付も同様に月初払いでない本人に不利益が生じると想定される。給付額の計算、支払手続は月初払いの場合前月の20日頃行わなければならない、時間的な制約があること。

なお、実施機関では、4月1日以降については、新規申請を保健福祉課の窓口において受け付ける際には、上記のとおり必要な調査ができること、また調査について本人の同意を取ることとしている。

イ 次に、「年金の満額支給の申請を行っていない特定中国残留邦人等のうち対象者名簿作成の時点で生活保護を受けている者」に対し、生活福祉課が説明を行う件については、上記対象者名簿と予定者名簿の情報を活用し対応することとされている。まず、この「予定者名簿」とは、従来からある中国残留邦人等の名簿を基に、年金の申請書等を該当者に個別発送するに当たって国が作成したもので、福祉推進課に国から送付されるものである。よって、対象者名簿との差が、「満額支給の申請を行っていない特定中国残留邦人等」であり、そのうち「対象者名簿が作成された日の時点で生活保護を受けている者」がいれば、生活福祉課が申請するよう説明を行うこととされている。

る。ただし、国の考えでは対象者名簿と対象予定者名簿の差はほとんどなく、すべての特定中国残留邦人等が申請を行い、職権切替がされるものとされている。よって、この事務は、万一差が生じた場合に限るが、この事務処理についても上記同様の必要性、理由がある。

なお、実施機関では、送付された対象者名簿と予定者名簿の差がある場合は、その差のみを生活保護受給者台帳に照合することとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を利用させる必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

目的外に利用させる個人情報は、支援給付への切替業務に当たり、生活保護受給者であるか否かを確認するために用いるものであり、生活福祉課からの個別の通知は省略するものである。ただし、切り替え対象者にあたっては通知及び面談によって十分に制度を理解されるよう福祉推進課が行う説明に協力するとともに、未申請者には申請の説明を行うなかで理解させる。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上